

地域振興室 地域振興室長  登録番号( ) 年 月 日	他登録
--------------------------------------	-----

年 月 日

東京都北区長 殿

登録団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### 地域振興室活動コーナー使用団体登録申請書

#### 活動コーナー設置目的

地域振興室は、区民の方の地域活動や主体的なまちづくりの活動拠点です。

地域振興室活動コーナーは、公共的団体、NPO・ボランティア活動団体等が、地域社会や第三者に対して、活動の成果を還元する、あるいは社会に貢献する（政治・宗教活動は除く。）公共的な活動を自発的・継続的に行う場として、設置されています。

1 東京都北区地域振興室活動コーナー使用要綱に基づき、地域振興室活動コーナー使用団体として登録を申請します。なお、当団体は公共的な活動を行う団体です。

#### (1) 団体の活動内容

---

---

---

---

---

#### (2) これまでの活動実績

---

---

---

---

---

(紹介冊子、活動報告等、団体に関する資料があれば添付してください。)

(3) 公共的活動等

---

---

---

---

---

(4) 今後の活動方針

---

---

---

---

---

(5) 活動コーナーの具体的使用内容

---

---

---

---

---

2 地域振興室活動コーナーを使用するにあたっては、団体名、責任者を登録するとともに、次のことにお守りください。

- (1) 設置目的以外の目的で使用しません。
- (2) 登録内容に変更の生じた場合、登録を取り消す場合には速やかに変更手続きを行います。(登録内容に虚偽があった場合又は使用実績が1年以上ない団体については、登録を取り消すことがあります。)
- (3) 区の事情により、活動コーナー使用方法等に変更が生じた場合にはその指示に従います。
- (4) 活動コーナーを使用する際は、当該地域振興室職員等に登録団体である旨を告げ、活動コーナー使用簿に日付、団体名、人数、入室時間を記入します。また、使用後は退出時間を記入します。
- (5) 活動コーナーの予約使用を希望する場合は、要綱に従い申込手続きを行います。
- (6) 活動コーナー使用中は、要綱及び地域振興室職員等の指示に従います。
- (7) 登録を更新したいときは、地域振興課からの案内に従って登録更新申請書を提出します。

活動コーナー使用にあたり、上記事項を遵守します。

3 活動コーナーの使用に際し、不当、不正、明らかに施設における迷惑行為などが生じた場合には、登録を取り消されても異議はありません。

